

○内閣府告示第二百三十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年内閣府告示第百六十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十三年六月二十九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣 菅 直人

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 札幌市
- 二 構造改革特別区域の名称 ビジネスフロンティア育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 札幌市の全域

○内閣府告示第二百三十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年内閣府告示第五十一号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十三年六月二十九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣 菅 直人

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 山形県最上郡金山町
- 二 構造改革特別区域の名称 保育所・学校での一貫食育を通じた金山人づくり特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 山形県最上郡金山町の全域

○内閣府告示第二百三十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年内閣府告示第二百六十二号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十三年六月二十九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣 菅 直人

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 横浜市
- 二 構造改革特別区域の名称 都市型大学推進特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 横浜市の全域

○内閣府告示第二百三十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成十七年内閣府告示第八十号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十三年六月二十九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣 菅 直人

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岐阜市
- 二 構造改革特別区域の名称 岐阜市 人と地球にやさしい公共交通利用促進特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 岐阜市の区域の一部（一般国道21号、156号及び主要地方道岐阜環状線に囲まれた市街地と岐阜大学周辺を結ぶ地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第二百三十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十七年内閣府告示第九百十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十三年六月二十九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣 菅 直人

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 静岡県榛原郡吉田町
- 二 構造改革特別区域の名称 吉田町教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 静岡県榛原郡吉田町の全域

○内閣府告示第二百四十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年内閣府告示第八十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十三年六月二十九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣 菅 直人

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 松山市
- 二 構造改革特別区域の名称 松山市キャリア人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 松山市の全域